

平成30年度 活動方針

平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、同法に基づく都市農業振興基本計画が平成28年5月に策定された。同計画に基づき、昨年6月に生産緑地法が改正され下限面積の緩和等がなされた。

協議会は、これらの法制度を最大限に活かして都市農地を保全し、都市農業を発展させていく必要がある。そこで、平成30年度の活動方針を下記のとおり定める。

記

1 都市農業の振興と住民へのPRの促進

都市農地は、農産物の生産、環境保全、防災、食育等、多様な機能に加え、都市生活に新たな豊かさをもたらす役割を担っている。

協議会は、農業者と協力し、都市に立地する特性を活かした農業の振興をより一層図っていく。また、都市農業・農地の重要性を様々な機会を通じて広く発信していく。

2 新制度の活用

都市農地に係る新制度を周知し、最大限に活用して、都市農業の発展に努めていく。

3 研究活動の実施

都市農地の保全や農業振興施策について、現在の国の動向を知るための勉強会の実施や、各自治体の取組事例に係る情報交換など、研究活動および情報共有を行う。

4 協議会活動の発信

都市農地保全に向けた全国的な機運の醸成を図るため、本会の活動状況等を、本会員と類似した農地状況を持つ自治体等へ適宜発信する。